

## 手数料に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、業務方法書第15条及び第84条の規定に基づき、当社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

### (清算手数料)

第2条 清算参加者は、清算手数料を、当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定する清算手数料(月額)は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

### (固定手数料)

第2条の2 清算参加者は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定する固定手数料(月額)は、次の各号に掲げる清算参加者について、当該各号に定める額とする。
  - (1) 現物清算資格を有する清算参加者  
13万円
  - (2) 国債先物等清算資格を有する清算参加者  
10万円
  - (3) 指数先物等清算資格を有する清算参加者  
12万円
  - (4) 貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格を有する清算参加者  
この号に掲げる清算資格の保有数にかかわらず5万円

### (決済に係る手数料)

第3条 清算参加者は、DVP対象有価証券の当社における清算約定の決済について、当社が保管振替機構に対し支払う手数料額(以下「決済に係る手数料」という。)を、当社に納入しなければならない。

- 2 決済に係る手数料は、保管振替機構が定める当社の決済に係る振替に関する振替手数料として、保管振替機構がその参加者ごとに算出した額とする。

(建玉の移管に係る手数料)

- 第3条の2 業務方法書第73条の44第1項の規定により建玉の移管が行われた場合には、当該建玉の移管を受ける清算参加者(非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者。)は、建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。
- 2 業務方法書第73条の44第5項の規定に基づき他社清算参加者が建玉の移管に係る当社の承認を得た場合(同条第1項の規定により建玉の移管が行われる場合を除く。)には、当該他社清算参加者は、当該建玉の移管に係る建玉数量に5円を乗じた額を当社に納入しなければならない。

(RSSに係る検品手数料及び検量手数料)

第3条の3 業務方法書の取扱い第27条第1項の規定により当社がRSSに係る検品又は検量を行った場合には、渡方ゴム先物等清算参加者(次項に定める場合を除く。)は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料及び所要の実費を当社に納入しなければならない。ただし、各限月取引の取引最終日前であって当社が定める検査日に検品又は検量を行った場合においては、当該各号に定める金額の半額、清算参加者からの請求により当社が定める検査日以外の日に臨時に検品又は検量を行った場合においては、当該各号に定める金額の1.5倍の検品手数料又は検量手数料とする。

(1) 検品手数料

a 新規検品の場合

検査荷口が受渡単位当たり24枚までのとき 1万8千円

検査荷口が受渡単位当たり24枚を超えるときは、

受渡単位当たり12枚を増すごとに4千円増し

b 再検品の場合

検査荷口1件当たり 1万円

(2) 検量手数料

検査荷口1件当たり 1万円

- 2 前項に規定する手数料の納入について、業務方法書の取扱い第26条第2項に規定する受方ゴム先物等清算参加者からの故障の申立てにより当社が検量を行った場合において、故障がないと認め申立てを却下したときは、受方ゴム先物等清算参加者が検量手数料及び所要の実費を当社に納入しなければならないものとする。

(小豆に係る検品手数料等)

第3条の4 業務方法書の取扱い第35条の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合には、当該検査を請求した農産物先物等清算参加者は、品質、量目及び包装

の検査それぞれ受渡単位当たり1枚につき1,200円の希望前検査手数料を当社に納入しなければならない。

- 2 業務方法書の取扱い第36条第2項の規定にかかわらず受方農産物先物等清算参加者が受渡品に係る出庫又は証券回収を行った場合は、故障の申立てを無効とし、品質、量目及び包装の検査それぞれ受渡単位当たり1枚につき1,200円とする検品手数料は受方農産物先物等清算参加者の負担とする。
- 3 業務方法書の取扱い第37条第1項の規定により当社が小豆に係る受渡品の検品を行った場合には、品質、量目及び包装の検査それぞれ受渡単位当たり1枚につき1,200円の検品手数料を、同条第4項の規定に従い、渡方農産物先物等清算参加者又は受方農産物等清算参加者が当社に納入しなければならない。

#### (銘柄管理手数料)

第4条 指定市場開設者は、銘柄管理手数料を、当社に納入しなければならない。

- 2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。

##### (1) 業務方法書第3条第2項第1号に掲げる取引

次のa及びbに掲げる銘柄について、当該a及びbに定める額の合計額

- a 内国株券、内国転換社債型新株予約権付社債券又は国債証券に係る銘柄(発行日取引に係るものを除く。)

月末(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における各指定市場開設者の当該銘柄に係る上場銘柄数(当社による債務の引受けの対象となる上場有価証券の銘柄数をいう。次のbにおいて同じ。)をすべての指定市場開設者について合計した銘柄数に4,500円を乗じて得た額を、当該月の直前の6月末日又は12月末日からさかのぼって6か月間におけるこれらの銘柄に係る各指定市場開設者が開設する取引所金融商品市場における売買代金(当該取引所金融商品市場における有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係るものを除く。)に応じて按分した額。ただし、当該額が5万円を下回る場合は、5万円とする。

- b 前aの銘柄以外の銘柄

月末における各指定市場開設者の当該銘柄に係る上場銘柄数に4,500円を乗じて得た額

##### (2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3まで及び第11号に掲げる取引

次のaからgまでに掲げる銘柄について、当該aからgまでに定める額の合計額

- a 業務方法書第3条第2項第2号に掲げる取引に係る銘柄

月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象有価証券の銘柄数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額

- b 業務方法書第3条第2項第3号に掲げる取引に係る銘柄  
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る標準物及び標準物の価格の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
  - c 業務方法書第3条第2項第4号に掲げる取引に係る銘柄  
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象国債証券先物取引に係る標準物の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
  - d 業務方法書第3条第2項第5号に掲げる取引に係る銘柄  
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数(複数の取引単位が設定されている対象指数については設定されている取引単位の種類)の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
  - e 業務方法書第3条第2項第6号に掲げる取引に係る銘柄  
月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象指数の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
  - f 業務方法書第3条第2項第6号の2に掲げる取引に係る銘柄  
月末における指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
  - g 業務方法書第3条第2項第6号の3に掲げる取引に係る銘柄  
月末における指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数(限月取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額
- 3 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者以外の指定市場開設者の第1項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 5万円
  - (2) 次のaに掲げる数に千分の1を乗じた数(小数点以下切捨てとする。)にbに掲げる額を乗じた額
    - a 月末における各指定市場開設者の私設取引システム運営業務における取扱銘柄数から1を減じた数
    - b 10万円

(新規商品取扱手数料)

第5条 指定市場開設者は、当該指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加その他の制度変更等のために当社が負担する一時費用相当額としての新規商品取扱手数料を、当社に納入しなければならない。ただし、当該制度変更等から1か年以内に同様の制度変更等が行われる場合における新規商品取扱手数料については、当社がその都度定める。

(手数料の納入時期等)

第6条 第2条から第4条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

2 前条に規定する新規商品取扱手数料の当社への納入の日は、当社がその都度定めるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 平成15年1月分の銘柄管理手数料に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「4,500円を乗じて得た額」とあるのを「4,500円を乗じて得た額に平成15年1月の全営業日の日数に占める同年1月14日以降の営業日数の割合を乗じて得た額」とする。
- 3 平成15年1月分の清算手数料に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「毎月の」とあるのは「平成15年1月14日から同年1月末日までに成立した指定有価証券市場における」とする。この場合において、発行日取引に係る同項第1号の売買代金については、当社が債務の引受けを行うものであって平成15年1月末日までに成立したものの売買代金とし、平成15年1月10日以前に成立した指定有価証券市場における売買であって同年1月14日以降当社が債務の引受けを行うものに係る売買代金を含むものとする。
- 4 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。
- 5 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この規則を適用する。

#### 付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

#### 付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

#### 付 則

この改正規定は、平成15年11月4日から施行する。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 平成 16 年 2 月分の清算手数料に関する第 2 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定の適用については、業務方法書平成 16 年 2 月 2 日改正付則第 6 項の規定に基づき引き受けた債務は対象としないものとする。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の決済に係る手数料から適用する。ただし、清算参加者は、同年 4 月 1 日から当社が定める日までに行われた決済については、改正前の第 3 条第 2 項に規定する決済に係る手数料の額に相当する額を当社に納入するものとする。
- 2 当社は、前項ただし書の規定に基づき清算参加者から当社に納入された決済に係る手数料の額に相当する額が改正後の第 3 条第 2 項に規定する決済に係る手数料の額を超過した場合には、当該超過額を、当社が定めるところにより、清算参加者に返戻するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 平成 16 年 12 月分から平成 17 年 6 月分までの銘柄管理手数料に関する第 4 条第 2 項第 1 号 a の規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における売買代金を株式会社ジャスダック証券取引所における売買代金とみなす。

(注)第 1 項の「当社が定める日」は平成 16 年 12 月 13 日。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項第 1 号及び第 7 号並びに第 2 条の 2 第 2 項の規定については、この改正規定施行の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間においては、第 2 条第 2 項第 1 号中「0. 04」とあるのは「0. 052」と、「2 円 95 銭」とあるのは「1 円」と、「4 毛」とあるのは「5 毛 2 糸」と、同項第 7 号中「0. 0135」とあるのは「0. 0145」と、「2 円 95 銭」とあるのは「1 円」と、第 2 条の 2 第 2 項中「13 万円」とあるのは「5 万円」とし、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間においては、第 2 条第 2 項第 1 号中「0. 04」とあるのは「0. 046」と、「2 円 95 銭」とあるのは「2 円」と、「4 毛」とあるのは「4 毛 6 糸」と、同項第 7 号中「0. 0135」とあるのは「0. 014」と、「2 円 95 銭」とあるのは「2 円」と、第 2 条の 2 第 2 項中「13 万円」とあるのは「9 万円」とする。
- 3 第 2 条の 2 第 2 項第 1 号の規定は、当分の間、第 2 条第 2 項第 1 号及び第 7 号に基づき算出される清算手数料の合計額が 26 万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から平成 22 年 9 月 30 日までの間、改正後の第 2 条第 2 項第 5 号 a に掲げる取引に係る清算手数料(月額)の算出においては、改正後の同号 a(a)に定める額から、当社が当該月に引き受けた債務について、取引数量につき、1 取引単位当

たり 2 円を乗じた額を減じ、改正後の同号 a(b)に定める額から、当該月における最終決済に係る数量に 1 取引単位当たり 6 円を乗じた額を減じる。

- 3 第 2 条の 2 第 2 項第 2 号の規定については、この改正規定施行の日から平成 22 年 9 月 30 日までの間においては、同号中「10 万円」とあるのは「3 万円」と、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間においては、同号中「10 万円」とあるのは「6 万円」とする。
- 4 第 2 条の 2 第 2 項第 2 号の規定は、当分の間、第 2 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに基づき算出される清算手数料の合計額が 20 万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

(注)第 1 項の「当社が定める日」は平成 21 年 11 月 1 日。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 平成 25 年 7 月分の清算手数料に関する第 2 条の規定の適用については、業務方法書平成 25 年 7 月 16 日改正付則第 8 項の規定に基づき引き受けた債務は対象としないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社大阪証券取引所において平成 25 年 7 月 16 日に終了する取引日に成立する取引のうち、7 月 16 日より前に成立するものについては、7 月 16 日に成立したものとみなして改正後の規定を適用する。
- 4 株式会社大阪証券取引所において平成 25 年 7 月 16 日に終了する取引日に成立する取引所 FX 取引のうち、7 月 16 日に成立するものについては、別表第 3 項に掲げる清算手数料を適用しない。
- 5 現物清算参加者以外の平成 25 年 7 月分の固定手数料は、改正後の第 2 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。
  - (1) 平成 25 年 7 月 1 日から 15 日までの間に、有価証券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は指数先物等清算資格のいずれかを有する清算参加者  
48, 387 円(平成 25 年 7 月における業務方法書第 3 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる清算対象取引に係る清算手数料(業務方法書の取扱い第 2 条第 1 号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における銘柄に係るものに限る。)の合計額が 20 万円以下の場合には、0 円)



(2) 平成 25 年 7 月 16 日から 31 日までの間に、国債先物等清算資格を有する清算参加者

51, 612 円(平成 25 年 7 月における業務方法書第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下の場合には、0 円)

(3) 平成 25 年 7 月 16 日から 31 日までの間に、指数先物等清算資格を有する清算参加者

61, 935 円(当該期間における業務方法書第 3 条第 2 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下の場合には、0 円)

(4) 平成 25 年 7 月 16 日から 31 日までの間に、FX 清算資格を有する清算参加者

10, 323 円

6 改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 2 号の規定は、平成 25 年 8 月分以降当分の間、別表に基づき算出される業務方法書第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

7 改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 3 号の規定は、平成 25 年 8 月分以降当分の間、別表に基づき算出される業務方法書第 3 条第 2 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 26 年 3 月 24 日以後の当社が定める日から施行する。

#### 付 則(平成 26 年 11 月 21 日)

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 FX 清算資格を有する清算参加者の平成 26 年 10 月分の固定手数料は、改正後の第 2 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、17, 419 円とする。

(注)第 1 項の「当社が定める日」は平成 26 年 11 月 21 日。

#### 付 則(平成 26 年 11 月 25 日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合そ

の他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年11月25日以後の当社が定める日から施行する。

(注)第1項の「当社が定める日」は平成26年11月30日。

付 則(平成27年5月25日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成27年5月25日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成27年11月9日)

この改正規定は、平成27年11月9日から施行する。

付 則(平成28年4月1日)

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年7月19日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年7月19日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成29年2月28日)

この改正規定は、別表第1項については平成29年2月28日から、別表第2項については平成29年3月1日から施行する。

付 則(平成30年6月25日)

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(平成30年7月17日)

この改正規定は、平成30年7月17日から施行する。

付 則(平成 30 年 10 月 1 日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(令和 2 年 7 月 27 日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和 2 年 7 月 27 日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格に係る令和 2 年 7 月分の固定手数料は、改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、8,064 円(令和 2 年 7 月における業務方法書第 3 条第 2 項第 6 号の 2 及び同項第 6 号の 3 に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に関する業務方法書第 2 条第 1 項及び同条第 2 項に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下の場合には、0 円)とする。
- 4 改正後の第 2 条の 2 第 4 項第 4 号の規定は、令和 2 年 8 月分以降当分の間、別表に基づき算出される同第 3 条第 2 項第 6 号の 2 及び同項第 6 号の 3 に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される商品取引債務引受業に係る業務方法書第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が 10 万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。

## 別表

## 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

- 1 業務方法書第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
業務方法書第3条第2項第1号及び第10号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	債務の引受額の額	<p>当社が当該月(当該月の前月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。))の午後5時30分より後を含み、当該月の末日の午後5時30分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後4時30分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後4時30分より後を含み、当該月の末日の4時30分より後を除く。以下この項において同じ。)に引き受けた債務の額(当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金(以下この項において「当該月の債務引受額等」という。)に万分の0.04を乗じた額。</p> <p>ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月の債務引受額等のうち1兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額</p> <p>ロ 当該月の債務引受額等のうち1兆円を超え3兆円以下の金額につき万分の0.04を乗じた額に0.97を乗じた額</p> <p>ハ 当該月の債務引受額等のうち3兆円を超える金額につき万分の0.04を乗じた額に0.95を乗じた額</p>
		債務の引受	当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び

		<p>の件数 権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数(以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。)に2円95銭を乗じた額。</p> <p>ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月の債務引受件数等のうち50万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額</p> <p>ロ 当該月の債務引受件数等のうち50万件を超え150万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額に0.97を乗じた額</p> <p>ハ 当該月の債務引受件数等のうち150万件を超える件数につき2円95銭を乗じた額に0.95を乗じた額</p>
	<p>債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)</p>	<p>債務の引受の額 当社が当該月に引き受けた債務について、当該取引に係る債券の数量につき、額面(外貨建外国債券にあつては、当該指定市場開設者が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額)100円につき4毛を乗じた額</p> <p>債務の引受の件数 当社が当該月に引き受けた債務の件数に2円95銭を乗じた額</p>
<p>業務方法書第3条第2項第7号から第9号までに掲げる取引(指定証券金融会社である清算参加者に限り適用する。)</p>	<p>債務の引受の額 当社が当該月に引き受けた債務の額(有価証券の引渡債務にあつては、引渡しに係る有価証券の数量に指定証券金融会社が定める貸借値段を乗じた額とする。)に万分の0.0135を乗じた額</p> <p>債務の引受の件数 当社が当該月に引き受けた債務の件数に2円95銭を乗じた額。ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が40兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。</p> <p>イ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50万件以下の件数につき2円95銭を乗じた額</p> <p>ロ 当該月に引き受けた債務の件数のうち50</p>	

	<p>万件を超え 150 万件以下の件数につき 2 円 95 銭を乗じた額に 0. 97 を乗じた額</p> <p>ハ 当該月に引き受けた債務の件数のうち 150 万件を超える件数につき 2 円 95 銭を乗じた額に 0. 95 を乗じた額</p>
--	--

2 業務方法書第 3 条第 2 項第 2 号から第 6 号の 3 までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
業務方法書第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる有価証券オプション取引(注 1)		想定元本額(注 2)	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、想定元本額の 万分の 0. 2
		権利行使及び権利行使の割当てに係る想定元本額(注 2)	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、想定元本額の 万分の 0. 2
業務方法書第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引(Large 取引)(注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)並びに当該月に業務方法書第 3 条第 2 項第 4 号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1 取引単位につき 49 円 (注 4)
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉及び転売が行われなかった買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1 取引

			単位につき 132 円
	国債証券先物取引 (Mini 取引) (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき 5 円 (注 4)
		最終決済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数 量について、1 取引単位につき 15 円
業務方法書第 3 条第 2 項第 4 号に掲 げる国債証券先物オプション取引 (注 1)		取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき 10 円 (注 4)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当該月に清算参加者が行った権利 行使及び清算参加者が受けた権利 行使の割当てに係る数量につい て、1 取引単位につき 10 円
業務方法書第 3 条第 2 項第 5 号 に掲げる指数先 物取引	日経平均先物取引 (Large 取引) (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき 20 円 (注 4)
		最終決済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数 量について、1 取引単位につき 130 円
	日経平均先物取引 (Mini 取引)及び JP X 日経インデック ス 400 先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき 2 円 (注 4)
		最終決済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数 量について、1 取引単位につき 13 円
	東証株価指数先物 取引(Large 取引)及 び東証銀行業株価 指数先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき 20 円 (注 4)
		最終決済に係 る数量	当該月における最終決済に係る数 量について、1 取引単位につき 57 円

	東証株価指数先物取引 (Mini 取引)、東証マザーズ指数先物取引、TOPIX Core30 先物取引及び東証 REIT 指数先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2 円 (注 4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 6 円
	RNP 指数先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 16 円 (注 4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 45 円
	NY ダウ先物取引、台湾加権指数先物取引及び FTSE 中国 50 先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 5 円 (注 4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 45 円
	日経平均 VI 先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 20 円 (注 4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 100 円
	日経平均・配当指数先物取引、TOPIX 配当指数先物取引及び TOPIX Core30 配当指数先物取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 10 円 (注 4)
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 取引単位につき 30 円
業務方法書第 3 条第 2 項第 6 号に掲げる指数オ	日経平均オプション取引 (通常限月取引) 及びフレックス	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務 (注 3) について、取引代金の 万分の 0. 5



オプション取引	限月取引) (注 1)		(注 4) (注 5)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る授 受金額	当該月に清算参加者が行った権利 行使及び清算参加者が受けた権利 行使の割当てにより授受する金額 の合計額の  万分の 5. 5 (注 5)
	日経平均オプショ ン取引(週次設定限 月取引) (注 1)	取引数量	当社が当該月に引受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき  10 円 (注 4)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当該月に清算参加者が行った権 利行使及び清算参加者が受けた権 利行使の割当てに係る数量につい て、1 取引単位につき  130 円
	TOPIX オプション取 引、JPX 日経イン デックス 400 オプ ション取引及び東 証銀行業株価指数 オプション取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき  10 円 (注 4)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当該月に清算参加者が行った権 利行使及び清算参加者が受けた権 利行使の割当てに係る数量につい て、1 取引単位につき  10 円
	東証 REIT 指数オプ ション取引 (注 1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき  2 円 (注 4)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	当該月に清算参加者が行った権 利行使及び清算参加者が受けた権 利行使の割当てに係る数量につい て、1 取引単位につき  2 円
業務方法書第 3 条第 2 項第 6 号 の 2 に掲げる商 品先物取引	現物先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注 3)について、1 取引単位につき  9 円 (注 4)
		受渡決済数量	当該月における各限月取引の取引 最終日までの間に買戻しが行われ

		なかつた売建玉及び転売が行われなかつた買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1 受渡単位につき 145 円
限月現金決済先物取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1 取引単位につき 2 円 (注4)
	最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1 単位につき 14 円
限日現金決済先物取引(注6)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1 単位につき 9 円 (注4)
業務方法書第3条第2項第6号の3に掲げる商品先物オプション取引	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1 取引単位につき 2 円 (注4)
	権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1 取引単位につき 22 円

(注1) 用語の意義は指定市場開設者が定めるところによる。

(注2) 有価証券オプション取引における想定元本額は、指定市場開設者が定める指定市場における取引契約締結の日(指定市場開設者が定めるフレックス限月取引にあっては、取引契約締結を行った取引日(指定市場開設者がフレックス限月取引について定める取引日をいう。))のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段又はこれに相当するものとして指定市場開設者が定める値段に有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を乗じた額をいう。

(注3) 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者である清算参加者(当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては業務方法書第46条の2の規定により消滅した債務を除き、清算執行取引参加者である清算参加者(当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者。)においては同条の規定により新たに負担した債務を含む。

- (注4) 総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に終了する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。
- (注5) 日経平均オプション取引(週次設定限月取引を除く。)において、当社が引き受けた債務に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使若しくは権利行使の割当てごとの1取引単位当たりの清算手数料が385円を超える場合は385円とする。
- (注6) 限日現金決済先物取引において希望受渡しにより受渡決済を行う場合は、希望受渡しを行う売建玉及び買建玉に係る受渡決済数量の合計の数量について、1受渡単位につき145円とする。